

米子市人事評価システムサービス提供業務に係る
プロポーザル実施要領

令和4年8月

米子市

1 概 要

(1) 目的

人事評価システムサービス提供業務（これと同様の業務を含む。以下同じ。）に係る公募型プロポーザルを行い、最も優れた提案を行う事業者を、価格面、技術面等を総合的に評価し、優先交渉権者として選定する。

(2) 事業概要

クラウドサービス（プライベートクラウド含む。）により、人事評価システムサービスを提供する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日

(4) 予算規模（5年間の上限額）

12,600千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ただし、導入経費及び契約期間内のサービス利用料は9,000千円以内、保守経費（令和5年度から令和10年3月末まで）3,600千円以内とする。

ア 提案上限額は、9,000千円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

ただし、この金額は導入経費及び契約期間内のサービス利用料を含むものとし、システム運用開始後は保守料を毎月支払うこととする。

イ 提案する金額は、この上限額を超えてはならない。

(5) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 平成30年度以後において、人事評価システムサービス提供業務の受託実績（元請の場合に限る。）が複数あること。

イ 米子市の競争入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

オ 米子市が課する税の滞納をしていない者。

2 手 続

(1) 担当部署

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部職員課

電話：0859-23-5341 E-mail：shokuin@city.yonago.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書兼参加資格に関する申立書(別記様式) 1部を令和4年8月23日(火)正午までに提出する、又は郵便、宅配便等(電子メール可)で発送すること。郵便、宅配便等(電子メール含む)で発送した場合は、必ずその旨を電話連絡し、令和4年8月23日正午までに到着したものに限り、受け付ける。なお、電子メールで発送する場合は、参加申込書をPDFファイル形式で提出すること。

イ 企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和4年9月7日(水)正午までに提出すること。

(ア) 書面により提出するもの。

- ・企画提案書 9部
- ・【様式1】人事評価システムサービス提供業務に係る協力事業者申請書 1部
- ・【様式3】見積書 1部
- ・【様式3-1】見積内訳 1部
- ・【別紙1】機能要件書 1部(対応状況及び追加費用記入済み)
- ・市税納税状況確認承諾書 1部
- ・役員等調書兼照会承諾書 1部

(イ) 上記(ア)に掲げる書類は、(1)の担当部署へ直接持参する、又は郵便、宅配便等(電子メール可)で発送すること。郵便、宅配便等(電子メール含む)で発送した場合は、必ずその旨を電話連絡し、令和4年9月7日正午までに到着したものに限り、受け付ける。なお、電子メールで発送する場合は、押印が必要なものについては押印したものをPDFファイル形式(カラー)で提出すること。

(3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メール又は持参により提出すること。

ア 提出期限は、令和4年8月23日(火)午後3時までとする。

イ 回答は、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。

ウ 最終の回答は、令和4年8月26日(金)午後4時までに回答する。

(4) 審査方法等

ア 第1次審査

(ア) 参加申込者が5社を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」を評価し、その結果により5社を選出する。

なお、参加申込者が5社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

(イ) 審査結果の送付

第1次審査の結果について、令和4年9月9日（金）午後5時に全ての提案書提出者へ通知を発送する。

第1次審査合格者については、第2次審査実施日を併せて通知する。

イ 第2次審査

(ア) 提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、担当部署により評価を行う。実施日は参加申込者へ連絡する。

※1社当たり1時間以内とする。

※システムデモンストレーションの実施（説明、質疑の時間配分等）は、参加申込者の判断に委ねるが、「【様式2】評価基準書」の採点の元となる判断材料を無くすことのないようにすること。

※オンラインでのプレゼンテーションも可能。

(イ) 最優秀案の選定と実務交渉

第2次審査の結果により、最も高い点数を得た提案を最優秀案として選定し、当該提案をした者と実契約に向けた交渉を開始する。

(ウ) 審査結果の送付

第2次審査の結果については、令和4年9月の第5週頃に第2次審査対象者へ通知を発送する。

3 契約締結の交渉及び契約締結

(1) 第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

4 日程

参加申込書等提出期限	令和4年	8月23日（火）	正午
質問書提出期限	令和4年	8月23日（火）	午後3時
質問最終回答日時	令和4年	8月26日（金）	午後4時
企画提案書等提出期限	令和4年	9月7日（水）	正午
第1次審査結果通知	令和4年	9月9日（金）	午後5時
第2次プレゼンテーション	別途、	第2次参加者へ個別に通知する。	
第2次審査結果送付	令和4年	9月第5週頃	

5 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。
- (3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、米子市人事評価システムサービス提供業務の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。

米子市長 様

会 社 の 名 称
所 在 地
代 表 者 氏 名 印

担 当 者 職 氏 名
所 属 部 署
電 話 番 号
F A X 番 号
E - m a i l

参加申込書兼参加資格に関する申立書

米子市人事評価システムサービス提供業務に係るプロポーザルに参加したいので、申し込めます。なお、当該プロポーザルに係る参加資格に関し、次に掲げる事項について、事実と相違ないことを申し立てます。

記

(1) 平成30年度以後において、当社における人事評価システムサービスの受託実績（元請の場合に限る。）は次のとおりです。

導入年度	団体名	業務内容

(2) 当社は、米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていません。

(3) 当社に対しては、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていません。

(4) 当社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていません。

(5) 米子市が課する税の滞納をしていません。